

## ○改正内容

国土交通省では、デジタル庁が令和4年6月にとりまとめた「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、「目視規制」、「書面掲示規制」、「往訪閲覧・縦覧規制」等の代表的なアナログ規制については、デジタル社会の実現を目指す観点から、ウェブサイト等のデジタル技術を活用した方法へと見直すこととする。

### 書面掲示規制に係る規定について

以下の規定に係る掲示については、原則、自社のウェブサイトを活用した方法により実施する。ただし、倉庫業に常時従事する従業員の数が20人以下である場合又は自ら管理するウェブサイトを有していない場合については、従来の方法による掲示を妨げるものではない。

- ・ 標準トランクルームサービス約款第2条に基づく [営業日時](#)の掲示及び第26条第3項に基づく [火災保険に関する事項](#)の掲示
- ・ 倉庫業法第三条の登録の基準等に関する告示第23条第1項に基づく [認定マーク](#)の掲示

※倉庫業法第9条における料金等の掲示につきましては、今回の見直し同様に自社のウェブサイトへも掲載することを令和6年4月1日より施行となっております。

(参考)

デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン  
(令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定)

本文はこちら

[https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/34a225ed-03be-4408-b00d-f9b88a5a2543/7f6adee4/20230314\\_policies\\_digital-extraordinary-administrative-research-committee\\_outline\\_01.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/34a225ed-03be-4408-b00d-f9b88a5a2543/7f6adee4/20230314_policies_digital-extraordinary-administrative-research-committee_outline_01.pdf)

別紙はこちら

[https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/34a225ed-03be-4408-b00d-f9b88a5a2543/5d7f0bd3/20230314\\_policies\\_digital-extraordinary-administrative-research-committee\\_outline\\_02.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/34a225ed-03be-4408-b00d-f9b88a5a2543/5d7f0bd3/20230314_policies_digital-extraordinary-administrative-research-committee_outline_02.pdf)

## ○よくあるご質問について

【問1】 「倉庫業に常時使用する従業員」には事務員を含みますか。  
また、別の事業にのみ携わる従業員は含みますか。

【回答】 事務員を含みますが、倉庫業以外にのみ携わる従業員は含みません。

【問2】 「倉庫業に常時使用する従業員」には派遣従業員、アルバイトなどの非正規職員を含みますか。

【回答】 労働基準法第20条に定める「解雇の予告を必要とする労働者」に該当する場合に含みます。

【問3】 グループ会社の親会社がウェブサイト进行管理しており、子会社である弊社では管理していません。ウェブサイトへの掲載は必要ですか。

【回答】 倉庫事業者自身がウェブサイト进行管理していなければ、掲載の義務はありません。ただし、親会社のウェブサイトには倉庫業専用のページがありましたら、掲載が望ましいです。